

議第3号

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成29年8月22日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川禮子

(提案理由)

岐阜県教育委員会の会議に係る事務の簡素化等を行うため、所要の規定整理を行うもの。

<関連法令>

教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第25条第1項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に關すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提

岐阜県教育委員会の会議の傍聴の手続きについて、手続きに係る事務の簡素化及び傍聴者の利便性の向上を図るため、岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正するもの。

2 施行日

公布の日から施行

3 改正の内容

- ・傍聴の手続について、傍聴申請書の提出及び傍聴者証の交付に係る規定を削除する。(第2条)
- ・傍聴申請書及び傍聴者証の様式の削除。(別記第1号及び第2号様式)

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成二十九年九月一日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 豊子

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会傍聴規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会傍聴規則（平成六年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

会議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、会場係員の指示に従わなければならない。

第二条中第二項及び第三項を削り、第四項を第一項とする。

別記第一号様式及び別記第二号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県教育委員会傍聴規則（平成六年岐阜県教育委員会規則第二号）新旧対照表

(新)
(旧)

第一条 略
第一条 略

(傍聴の手続)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、受付で傍聴者名簿に住所及び氏名を記入した後、会場係員の指示に従わなければならない。

2 教育長は、会議の運営上必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第三条から第七条まで 略
附 則 略

(傍聴の手続)

第二条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ自己の住所、氏名、年齢等必要な事項を記載した別記第一号様式による傍聴申請書を教育長に提出し、別記第二号様式による傍聴者証の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴者証の交付を受けた者は、係員に当該傍聴者証を示し、係員の指示により、傍聴席に着かなければならない。
3 傍聴者証は、申請順に交付する。ただし、報道関係者で教育長が特に認める者は、傍聴者証の交付を受けないで会議を傍聴することができる。
4 教育長は、会議の運営上必要と認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。

第三条から第七条まで 略

附 則 略

別記第一号様式（第二条関係）

| | |
|---------------------------------------|---------|
| 傍聴申請書 | |
| 平成 年 月 日 開催の岐阜県教育委員会の会議を傍聴したいので申請します。 | |
| 平成 年 月 日 | |
| 岐阜県教育委員会教育課 様 | |
| 申請者 | |
| 住 所 | |
| (電話番号 | - - -) |
| 氏 名 | |
| 年 齡 | 歳 |

〔表面〕

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| 傍聴者証 | | |
| 平成 年 月 日開催の岐阜県教育委員会の会議の傍聴を許可します。 | | |
| 平成 年 月 日 岐阜県教育委員会教育長 様 | | |

〔裏面〕

| | | |
|-------------------------------------------------------|--|--|
| 傍聴人の守るべき事項 | | |
| 傍聴人は次の事項を必ず守ること。 | | |
| 1 みだりに傍聴席を離れないこと。 | | |
| 2 私語、談話、拍手等をしないこと。 | | |
| 3 議事に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。 | | |
| 4 飲食又は喫煙をしないこと。 | | |
| 5 帽子及び外とうの類を着用しないこと。 | | |
| 6 教育長の許可を受けないで、写真機、録音機その他録音又は録画を目的とする危機を持ち込み、使用しないこと。 | | |
| 7 その他の議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。 | | |
| 8 この傍聴者証は、退場の際係員に返却すること。 | | |

岐阜県教育委員会会議申し合わせ事項（改正案）

平成13年12月17日

平成29年 8月22日最終改正

1. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1-3-1-4条
第6-7項ただし書きにより非公開とする議案の目安は次のと
おりとする。ただし、非公開の決定は、議決により行う。

(1) 個人の人格に関する議論が想定される議案

①委員会の所管に属する職員（県費負担教職員を含む。）

の任免その他の身分取り扱いに関する事項

②附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事項

③個人及び団体の顕彰に関する事項

(2) 教育に関する事務に係る予算その他県議会の議決を経
るべき議案についての知事への意見の申し出に関する議案

（県議会への議案提出前に限る。）

(3) 県の交渉の方針にかかる議案

①職員団体との交渉に関する事項

②訴訟又は不服申立てに関する事項

(4) その他、必要と認める議案

2. 傍聴人数について

岐阜県教育委員会傍聴規則第2条第4-2項に定める傍聴人
の数については、報道関係者を除き、原則として5人とする。